

## 本市における有機フッ素化合物への対応について

### ○有機フッ素化合物とは

有機フッ素化合物とは、フッ素を含む有機化合物であり、その総称を **PFAS** と呼んでいます。

そのうち、ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)、ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) などは、コーティング剤や撥水・撥油剤、泡消火薬剤として、これまで様々な用途に使用されてきましたが、環境中で分解されにくく、長期的に残留しやすいため、国内外において製造、使用等が制限されています。

人の健康への影響についてですが、現在、国際的に様々な科学的な議論が行われているものの、正確な評価は定まっていません。

### ○水道における有機フッ素化合物の規制状況について

有機フッ素化合物のうち、PFOS 及び PFOA については、令和2年4月に、『水道水中での検出の可能性があるなど、水質管理上留意すべき項目』の水質管理目標設定項目に分類されました。

その目標値は、PFOS 及び PFOA の合算値で、1リットルあたり50ナノグラム以下(暫定)となっています。

### ○本市の水道における PFOS 及び PFOA の検出状況について

令和3年度より、浄水池11地点、配水池5地点、水道水源29地点の合計45地点で年1回、検査を実施し、全ての検査地点において、目標値以下であることを確認しています。

表：本市の検出状況（最大値）

	浄水	原水
令和3年度	大岩給水所：17ng/L	伊古部第1水源：20 ng/L
令和4年度	大岩給水所：17ng/L	石巻第3水源：27ng/L
令和5年度	大岩給水所：15ng/L	石巻第3水源：19ng/L

### ○今後の取り組みについて

#### ＜取組①＞

引き続き、水質検査結果の精度と信頼性の確保につながる水道GLPの認定維持を継続するなどにより、迅速かつ正確に水道水の安全確認ができる検査体制の維持に努めます。

#### ＜取組②＞

有機フッ素化合物に対する迅速かつ柔軟な検査体制を確保するため、有機フッ素化合物を検査可能な機器の導入を検討しています。